

## 令和 3 年度報酬改定【障害児通所支援】についての留意事項

### 人員基準の見直し

令和 3 年度より、専門性及び質の向上に向け「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士と児童指導員のみにより人員基準を見直された。

※令和 3 年 3 月 31 日時点で指定を受けている事業所については、2 年間の経過措置を設ける。

(配置の例) 日曜休業、定員 10 名の場合 ※ ( ) 内は利用者数

	月(12)	火(10)	水(11)	木(11)	金(10)	土(8)
保育士	○	○	休	○	○	○
児童指導員	○	○	○	休	○	○
児童指導員	休	○	○	○	○	休
障害福祉サービス経験者	○	休	○	○	○	○
その他職員(無資格者等)	○	○	○	○	休	○

#### ①令和 3 年 4 月以降に指定を受けた事業所

火・金・土曜日は定員超過がなく、基準人員を 2 名以上配置しているため、基準を満たす。

月・水・木曜日は定員超過(～15 人)があり、基準人員を 3 名配置しなければならないが、2 名以下の配置となっているため、基準違反。

#### ②令和 3 年 3 月 31 日時点で指定を受けている事業所(～令和 5 年 3 月 31 日まで経過措置適用)

火・金・土曜日は、定員超過がなく基準人員を 2 名以上配置しており、月・水・木曜日は定員超過はあるが基準人員を 3 名配置しているため、基準を満たす。

### 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設

児童指導員等加配加算(Ⅰ)の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算(Ⅱ)を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者)を 1 名以上加配(常勤換算による算定)して行う支援を評価する加算が創設された。

※ 児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について 5 年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。

※本加算について届出をする際には、児童福祉事業の経験が 5 年以上あるか確認するため、資格を証する書類と併せ、実務経験書を提出すること。

### 家族支援の評価の充実

#### ○家庭連携加算

家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合し、1 月毎の回数の上限を 2 回から 4 回とした。

## ○事業所内相談支援加算

これまでは個別の相談援助について算定可能としていたが、グループ（2～8人）での面談等も算定可能となった。

イ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別） 100 単位/回

ロ 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ） 80 単位/回

※Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回を限度とする。

※相談支援が30分に満たない場合や、同一日で家庭連携加算を算定している場合は算定できない。

※同一日で（Ⅰ）と（Ⅱ）を算定することはできない。

## 著しく重度・ケアニーズの高い利用者への支援の評価（個別サポート加算Ⅰ）

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査結果によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の条件に該当する障害児を受け入れたことを評価する。

※一定の条件：従来の報酬算定区分1に該当する障害児。受給者証に「個別サポート」または「区分1」と記載あり。

※重症心身障害児が非重心の事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定する場合は、個別サポート加算Ⅰの算定対象となるが、重症心身障害児が重心型事業所を利用した場合は算定対象とならない。

## 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（個別サポート加算Ⅱ）

虐待等の要保護、要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算が創設された。

本加算の算定要件及び留意事項については、次の資料を参考にすること。

厚生労働省「個別サポート加算（Ⅱ）の取り扱いについて（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763388.pdf>

## ○加算算定の流れ

当市での取り扱いは、次のとおりとします。他市町村援護の児童については、当該援護の実施者に確認してその指示に従ってください。

### (1) 加算要件の確認

あらかじめ加算要件について確認し、別添の「個別サポート加算Ⅱ 確認シート」により整理すること。

### (2) 確認シート及び個別支援計画の提出

新たに加算を取得しようとするときは、盛岡市（障がい福祉課相談認定係）へ事前相談の上、個別サポート加算Ⅱ確認シート（別添参照）及び個別支援計画の写しを提出すること。また、受給者証の更新時にも同様に提出すること。

## 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定及び医療連携体制加算の見直し

医療的ケア児に対する支援の充実を図るため、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、看護職員を配置して医療的ケアを必要とする障害児を支援したときの報酬について見直しが行われた。

医療的ケア児の基本報酬及び医療連携体制加算を算定する際は、次の資料をよく読み、必要な人員配置を行うこと。

厚生労働省「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取り扱いについて（VOL. 2）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000781454.pdf>

### 極端な短時間サービス提供の取り扱い（放課後等デイサービス）

○30分以下のサービス提供について

極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間を延ばす必要性を市町村が認めた就学児についてはこの限りではない。

○欠席時対応加算Ⅱ

利用児童の体調不良等により、結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算（Ⅱ）（94単位/回）の算定を可能とする。

## 注意点

### 人員配置について

- ・強度行動障害支援者養成研修の修了者は、児童指導員等加配加算の算定時は児童指導員とみなすことができるが、基準人員には含まれない。
- ・基準人員が急遽休暇を取った際にも対応できるよう、余裕を持った人員配置とすること。
- ・新たに従業員を雇う際は、保有する資格及び報酬に変更がないかの確認を行うこと。実務経験の要件がある職（児童指導員、障害福祉サービス経験者）として雇う場合は、実務経験証明書で従事した期間を確認すること。

### 届出について

- ・報酬に関する届出をする場合は、届出書類を2部ずつ提出すること。
- ・勤務形態一覧表において、職種やシフトの時間帯、1週間に勤務すべき時間数が記入されていない場合があるため、項目に不足がないか確認の上提出すること。
- ・人事異動等で人員に変更があり、加算に変更があるにもかかわらず届出がされなかったために報酬返還に至るケースが多くあるため、おおむね月に1度、加算に誤りがないか確認を行うこと。

### 報酬について

○家庭連携加算及び事業所内相談支援加算

- ・個別支援計画への記載及び保護者による同意が必要。
- ・相談援助の内容及び要した時間について十分に記録されていない事例があったため、記録の整備を行うこと。

○福祉専門職員配置等加算

- ・人事異動の際に見落としがちな加算であるため、算定要件について十分に確認を行うこと。

・区分によって算入する職種が異なるため、注意すること。

I・II：児童指導員・障害福祉サービス経験者

III：児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者

※児童発達支援管理責任者は算定対象外。